

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

事業名	補助金交付先名	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
合衆国軍隊事故被害者救済融資基金	公益社団法人 隊友会	202,789,000	一般会計	(目)合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金	平成26年3月20日	公社	国所管	沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置を的確かつ迅速に実施するために必要となる公益社団法人隊友会が行うアメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者の公務外の不法行為による被害者に対する融資に要する経費であり、被害者の早期救済を図るために必要な経費である。	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。